

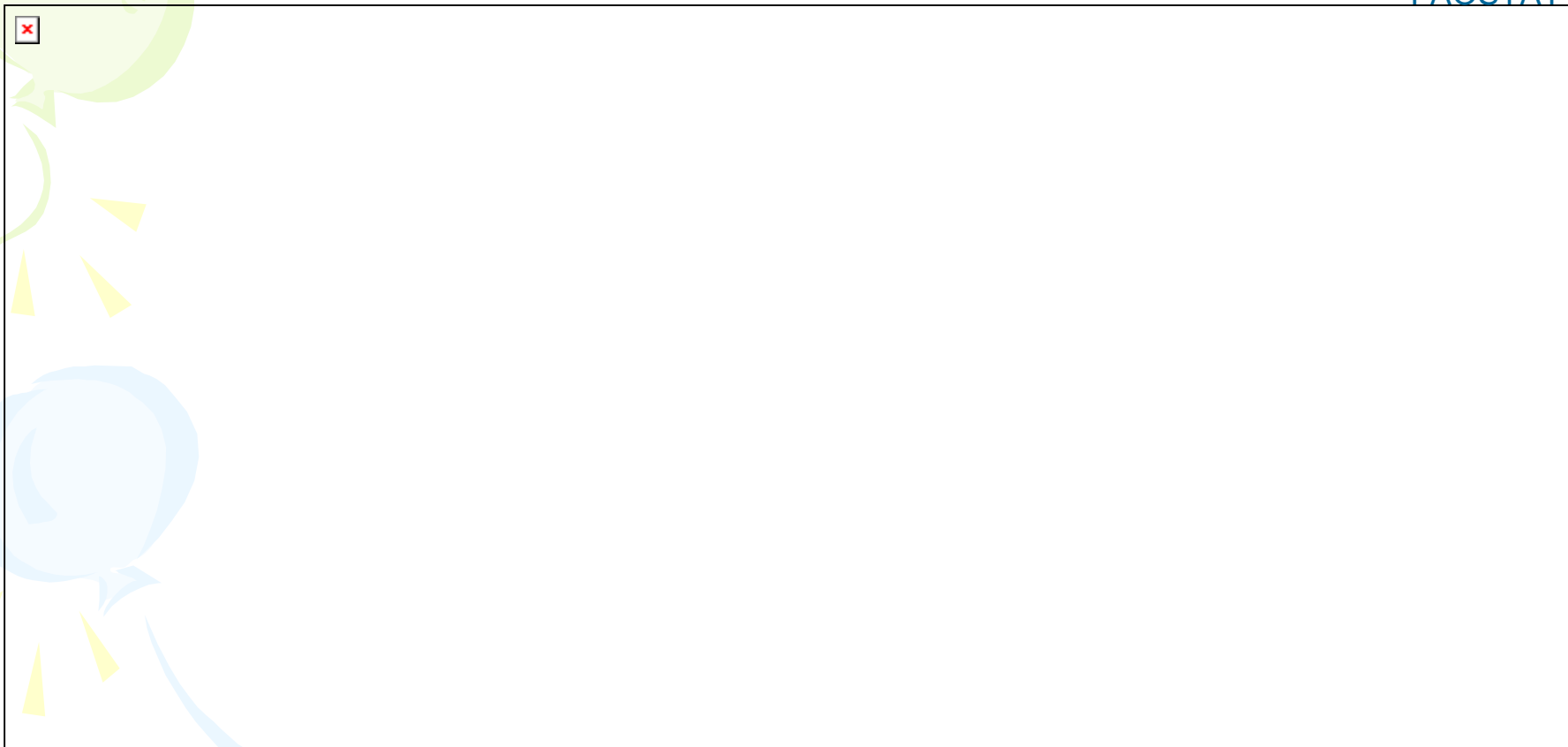
The background features several large, stylized, overlapping swirls in shades of purple, green, and blue. Interspersed among these swirls are numerous small, yellow, triangular shapes that resemble sun rays or sparks, scattered across the page.

違法伐採問題に対する日本の取組と  
信頼性、普及可能性のある合法木材取引の展望

2007年12月

## 世界の木材生産量の推移

FAOSTAT



- 世界の木材生産は、1961年の23億4千万m<sup>3</sup>から2005年の35億m<sup>3</sup>と50%の増加。
- 用途別では、産業用が68%、燃料用が35%の増加となっている。
- 2005年には、木材生産の51%が薪炭材等燃料用に使われている。

# 地域別の木材生産量

2005年 FAOSTAT



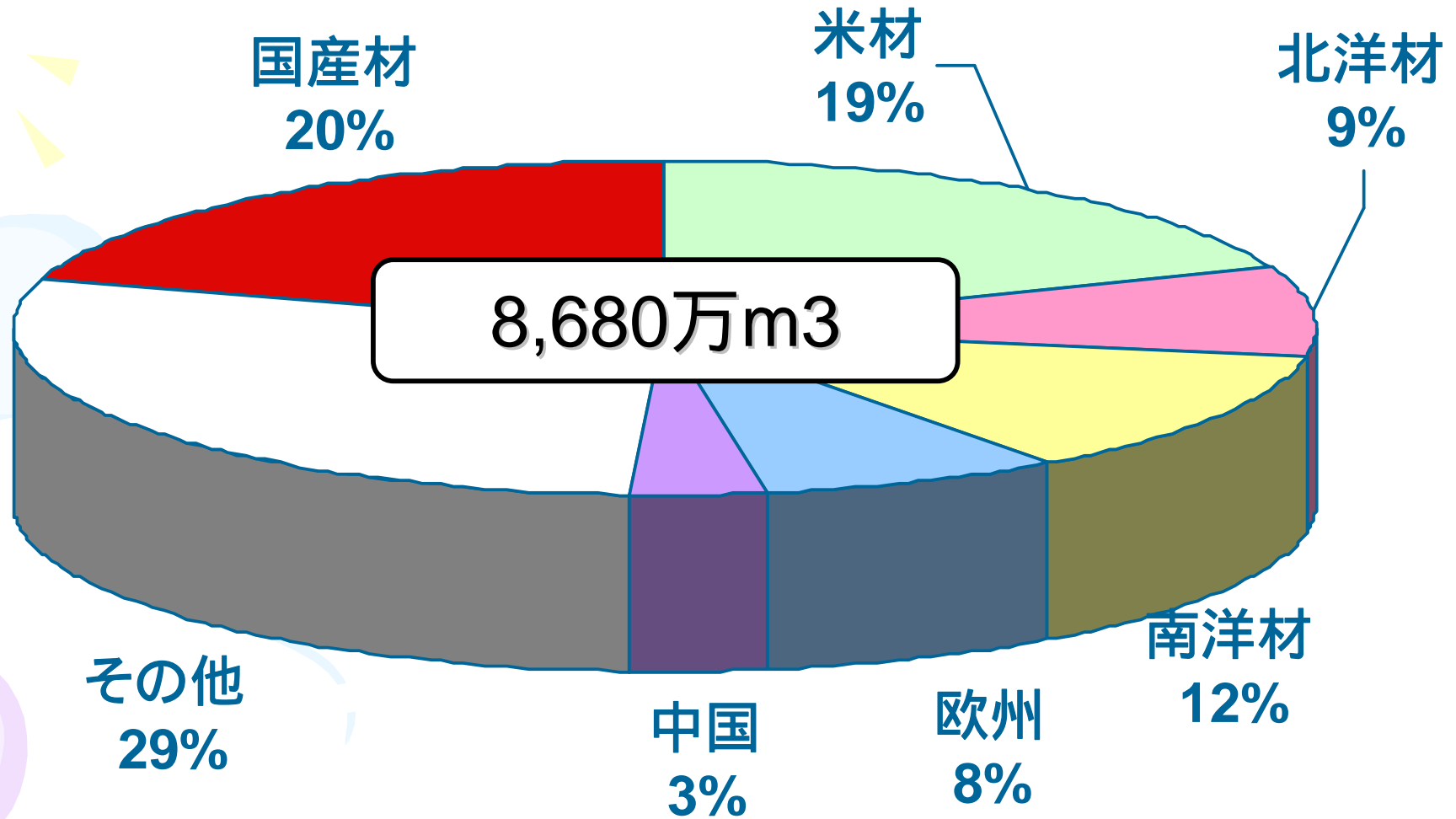
- 地域別の総生産量では、アジアがもっとも多いが、77%が燃料用材であり、産業用材では、北米（米国、カナダ）の生産量が最も多い。
- 違法伐採問題が深刻といわれている東南アジア、アフリカ、南米では燃料用材の割合が高い = 国内消費、自家消費用の割合が高い。

# 世界貿易における木材輸出額



FAOSTAT、HS44

# 日本の木材需給量



8,680万m<sup>3</sup>

HS44類。(紙、家具を含まない)

2006, 丸太換算値。財務省「貿易統計」

## 違法伐採とは・・・

違法伐採とは、一般的にそれぞれの国の法律に反して行われる伐採を指すが複雑な背景。

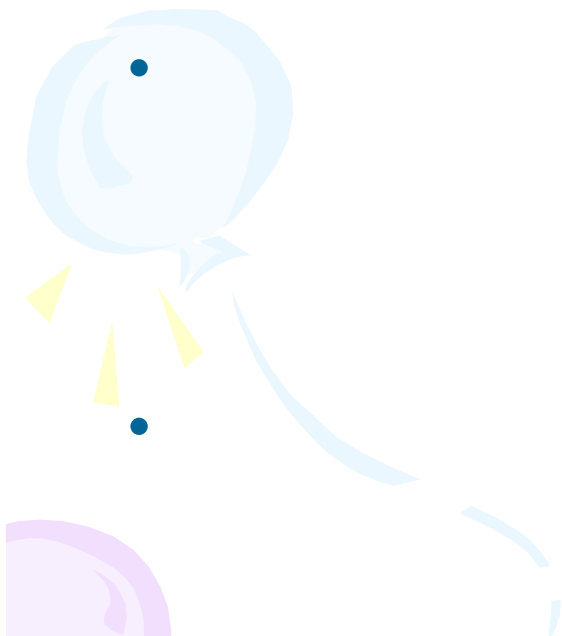

- 英国とインドネシアの共同研究（1999年）によると、インドネシアにおける伐採の約50%が違法。ロシアにおいては、20%が違法と環境NGOが指摘。
- 違法伐採とは、一般に、
  - 森林計画等の伐採量、指定樹種・径級、指定手法を守らない伐採、
  - 所有権・伐採権がない森林を伐採するいわゆる盗伐、
  - 国立公園・保護地域等を定めた法令を守らない伐採、伐採した木材の用途指定等を守らない伐採等
- また、企業による経済犯罪的に行われるものから、住民が自家消費のために行うもの（伝統的な森林利用権）など様々。
- 各国、環境NGOによっては、住民の伝統的権利、伐採企業等の労働安全、税務、投資上の問題点等まで含めた解釈が行われるなど、統一的な定義はない。

（参考） 全米林産物製紙協会（AF&PA）のレポート（2004年11月）

・違法伐採の木材製品は、世界の木材流通価格を7～16%も押し下げている



## 違法伐採の影響

- 生産国における持続可能な森林経営の阻害、森林減少・劣化
  - 正当なコストを支払っていない、違法伐採木材、木材製品が国際市場で流通することによって輸入国の持続可能な森林経営を阻害
  - 本来、環境にやさしい資材である木材への信頼性の低下、他資材への転換
- 
- 

# G 8 グレンイーグルズ・サミットでの議論

## 「グレンイーグルズ行動計画」(気候変動、クリーン・エネルギー、持続可能な開発)

36. 我々は、**違法伐採**がアフリカ及びその他のすべての地域における最貧国の多くの人々の生計に与える影響、また、環境劣化、生物多様性の損失と森林破壊、そして世界的な持続可能な成長に対する影響を認識する。我々は、特にコンゴ盆地、アマゾン地域を含む、世界的な炭素九州源の重要性を認識する。

37. 我々は、**違法伐採**に取り組むことが森林の持続可能な経営に向けた重要な一歩であることに合意する。この問題に効果的に対処するためには、木材生産国及び消費国双方の行動が必要である。

38. 我々は、**G 8 環境・開発大臣会合の違法伐採についての結論を承認する**。この分野における我々の目的をさらに推進するため、我々は同会合において支持された結論を、各国が最も効果的に貢献できる分野において行動することにより、推進する。



1. **木材生産国への支援**

2. **WTOルールを遵守しつつ、貿易に関する自主的な二国間貿易協定やその他の取り決めを通じて違法伐採木材の輸入と市場売買を止めるための段階的取組**

3. **合法的な木材を優先して使用する木材公共調達政策の奨励、採択または拡大**

4. **違法伐採対策に関する各国の進捗状況を評価し、その経験を共有し、結果を公表するための2006年中のG 8 森林専門家会合の開催**

(2005年3月18日)



# グリーン購入法

## 国等による環境物品等の調達に関する法律（2000年法律第100号）

- 環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について国等の公的部門における調達の推進、情報提供等により、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

## 基本方針（閣議決定；2006年2月）

- 環境物品リスト
- 環境物品の要件（判断の基準、配慮事項）の決定
- 調達方針作成のための基本的事項

義務的に実施

国会、裁判所、各省庁、  
独立行政法人等

- 調達方針の作成、公表
- 調達実績の公表

努力義務、一般的責務

地方公共団体等

- 調達方針の作成（努力義務）

民間事業者、国民

- できる限り環境物品等を選択（一般的責務）

# グリーン購入法の対象と調達要件

## 対象となる木材、木材製品

- 紙、紙製品
- 家具
- 事務用品
- ベッドフレーム
- 建設資材（丸太，製材品，合板，集成材，繊維板，パーティクルボード、フローリング等）

**判断の基準：合法性が証明された木材、木材製品**

**配慮事項：持続可能な森林経営から生産された木材、木材製品**

## 合法性、持続可能性の定義

- 合法性：森林関係法令上、合法的に伐採されたものであること
- 持続可能性：持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること

## 証明の方法

- 森林認証とそのCoC認証
- 企業団体による自主的行動規範に基づく企業認定
- それぞれの企業による自主的な証明

# 消費国側の措置の課題

## 1 合法性証明のついた木材、木材製品の市場開発

民間需要への拡大

政府調達 の 比率は、2 ~ 3 %

消費者の選択可能性

合法性証明が ついた商品供給の拡大

## 2 わかりやすい合法性証明の仕組

供給側、需要側双方のニーズの調和

合法性、持続可能性とは？

インセンティブをもたらすプレミアムとは？

供給側、需要側双方への情報提供

各国の合法性証明の要求内容の調和

第三者認証を含めた証明手法の向上策は？

「持続可能性」の取扱いに関する検討



# 木材、木材製品の需要拡大

## 1 木材は環境にやさしい

他の資材との比較

グリーン購入での、鉄やコンクリートとの比較は？

どんな木材が環境にやさしい

植林木、間伐材は環境にやさしい？

